

## 【仕様書】 名護市観光情報インフラ（Wi-Fi）整備計画策定業務

### 1 事業の目的

名護市では平成 21 年度に策定された「第 4 次名護市総合計画」に基づき、観光振興体制の強化、新規観光資源の創出、既存観光資源の活用を柱に政策展開しており、外国人観光客の急増、「団体・周遊型観光」から「個人旅行スタイル」など旅行者ニーズの多様化などの観光業界を取り巻く環境の変化が進む中、「自然と街が融合した魅力あふれるやんばる観光の拠点・名護」を基本コンセプトに、市民・観光産業がともに輝く、「観光まちづくり」を推進している。入域観光客数が増加するとともに、観光ニーズの多様化、増加する外国人観光客への対応等新たな課題が発生してきている。特に、多様化する観光客のニーズへの対応が遅れている状況となっている。

また、外国人観光客等の来訪者への対応、まちあるき観光時の情報発信を目的とした公衆無線 LAN 環境（Nago City Free Wi-Fi）の整備を行っているが、一部公共施設のエリアのみの提供にとどまっており、増加する観光客の利便性の面で課題がある状況である。

本業務では、中心市街地等への公衆無線 LAN の環境整備に関し、観光客の動線分析など現状の調査や課題の整理等を行い、今後の整備方針等を検討するため、本市の観光情報インフラのあるべき姿を明確にし、地域社会と行政とが一体となって ICT を総合的・効率的に活用することで観光情報の質の向上による観光振興を図ることを目的とする。

### 2 事業名

名護市観光情報インフラ（Wi-Fi）整備計画策定業務

### 3 業務内容

#### (1) 概要

第 1 次名護市観光振興基本計画を踏まえ、本市及び沖縄県北部地域における観光客の観光動線分析を行う。また、観光客に対し公衆無線 LAN に関わるアンケートを実施し、利用者ニーズを分析するとともに、公衆無線 LAN による事業効果測定、利用形態等のデータ分析を行う実証事業を行う。

ビッグデータ分析及びアンケート結果、実証事業を踏まえ、国内外の観光客が利用できるインターネット環境の展開方策や、今後整備すべき ICT 施策の検討など 2 か年の観光情報インフラ計画（仮称）を策定する。

本計画は、ICT を活用することで、観光客の利便性向上を図り、公衆無線 LAN の接続環境の整備を推進・促進するための計画とし、整備推進委員会（仮称）における討議を踏まえ策定する。

なお、総務省の「無線 LAN ビジネスガイドライン」に基づき、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等の円滑な事業展開及び、利用者が安心・安全なサービスを楽しむ環境づくりを行うこととする。

#### (2) 委託業務の期間

契約日～平成 31 年 3 月 20 日

- (3) 提案上限額（平成 30 年度）  
21,600,000 円（税込み）

#### 4 平成 30 年度委託業務の内容

##### (1) 観光情報インフラ整備計画

###### ①ビッグデータ分析解析業務

本市の訪問状況をモバイル端末などから取得できるビッグデータによって把握・分析し、効果的な公衆無線 LAN の設置場所の検討を行い観光情報インフラ整備計画に反映させる。分析結果はグラフや GIS 等を活用し、データ分析を専門としない者が見ても分かり易く取りまとめること。なお、利用するビッグデータについては、提案書に詳細に記載すること。

###### ②沖縄来訪者への公衆無線 LAN に関わるアンケート

沖縄県への来訪経験がある方を対象に、本市が実施する公衆無線 LAN 整備の促進に関するインターネットによるアンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめ観光情報インフラ整備計画に反映させる。なお、回収サンプル数は 500 程度とする。

###### ③計画策定業務

観光客の利便性向上を図る観光情報インフラ整備計画（平成 31 年度から平成 32 年度までの 2 か年の計画）を策定する。策定内容は下記のとおりとする。

- ・年度別の整備計画（整備箇所検討、調査及び分析、優先順位の決定、整備計画書の策定）
- ・公衆無線 LAN 整備  
利用者が SSID 選択からインターネットに接続するまでの流れについては、次の点に留意し、設計すること  
誰にでも見やすいこと  
利用に関する必要な規約を整備（公衆無線 LAN サービス利用契約等）すること
- ・セキュリティ対策  
体系的対策として、利用者情報の登録、暗号化等を行うこと  
運用面での対策として、フィルタリングや利用時間制限等が可能であること
- ・認証方式  
認証方式については総務省が定めたガイドライン「無線 LAN ビジネスガイドライン〈第 2 版〉」に記載されている以下の認証方式を使用すること。なお、(b)と(c)については併用すること  
(a) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式  
(b) SNS アカウントを利用した認証方式  
(c) 利用していることの確認を含めたメール認証方式
- ・災害時対応  
災害時に制限を開放するなど、柔軟に活用できる仕組みとすること
- ・沖縄県内において、SSID や整備主体の違いを気にすることなく、自動的に公共 Wi-Fi に接続が可能となるような認証連携の検討をおこなうこと。

###### ④観光情報インフラ整備推進委員会の実施業務

観光情報インフラ整備推進委員会を開催する。

- ・ 委員数 8 人以内
- ・ 報酬 受託業者が支払う
- ・ 開催業務 履行期間に 2 回行う

#### ⑤ 中心市街地店舗等での Wi-Fi 活用事例の紹介業務

中心市街地店舗等で Wi-Fi の活用事例を紹介する説明会を実施する。  
なお、中心市街地店舗への説明会は 2 回以上行うこととする。

#### ⑥ サイン設置業務

実証実験中のみ、Wi-Fi 機器が設置される箇所及び施設には、そのことを周知する簡易な表示を設置すること。なお、表示に用いるデザイン等は本市と協議の上決定する。

### (2) 実証実験

#### ① 公衆無線 LAN 環境整備業務

名護市中心市街地に公衆無線 LAN を設置し、利用状況の調査・分析を行う。

- ・ 調査ポイント 名護市中心市街地を含むエリア
- ・ 調査ポイント数 10 箇所以上
- ・ 調査期間 3 箇月以上

#### ② 公衆無線 LAN 設置機器仕様

- ・ 利用者は無料でインターネットに接続できること。
- ・ 日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）の 5 言語以上に対応すること。
- ・ 悪意のある利用や犯罪利用等、警察からログの提出を求められた場合には、本市の指示に基づき迅速に対応すること。
- ・ 利用者が公衆無線 LAN サービス接続時に、セキュリティ同意を取ること。
- ・ インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォールを設けること。
- ・ アクセスポイント及びそれに付随する機器については、整備対象エリア周辺の環境や特性に応じて、有効伝送距離、同時接続数及び電波干渉への対応等を考慮した、最適なアクセスポイントを構築すること。

### (3) その他

下記の内容や上記以外の提案も受け付けること。

- ① 後年度の運用に係る経費が低減する仕組みを整備計画に盛り込むこと。

## 5 成果物

成果品として下記のを納品すること。

- (1) 業務完了報告書 1 部
- (2) 議事録 1 部
- (3) 名護市観光情報インフラ整備計画 A 4 版 30 部

- (4) 名護市観光情報インフラ整備計画（概要版） A 4版 100部
- (5) ビックデータ分析報告書 A 4版 30部
- (6) 上記電磁的記録媒体 CD-R等 1部

## 6 納入場所

名護市 商工観光局 観光班

〒905-0017 沖縄県名護市大中 1-19-24 名護市産業支援センター2F 電話：0980-53-7530

## 7 留意事項

本計画の策定に当たる受託者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 契約後、速やかに本市の担当者と打合せた上で、作業計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (2) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には、速やかに本市と協議できる体制を整えること。
- (3) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (4) 計画書作成に必要な資料は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 業務完了後に成果物に誤り、又は訂正事項が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し再度提出すること。
- (6) 本市の地域特性や今後のICT技術の動向を踏まえた上で、実現性の高い計画を策定すること。
- (7) 受託者は、業務の受託に当たり本市の個人情報保護条例を順守し、業務上取り扱う個人情報の秘密の保持に万全を期すとともに他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に委託する場合、企画提案書にて委託先、委託業務、役割等の詳細を提示し、市の承認を得ること。企画提案書に記載していない場合は、業務の全部又は一部を第三者に委託することは認めない。
- (9) 提案および業務実施においては、本委託仕様書に記載された要件を網羅すること。除外事項がある場合は、その旨をあらかじめ示すこと。
- (10) 業務成果の帰属等

### ①取得財産について

本業務で取得した全ての財産（調達機器類、ソフトウェア等）は、本市へ帰属するものとする。

### ②著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

### ③著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の管理関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。